

「デジタルパスポート」の衝撃

— デジタル化社会への原動力となるマイナンバーカード —

主任研究員 柏村 祐

2016年1月にスタートしたマイナンバーカードは、いまだ国民に広く普及したとはいえない状況にある。その背景には、同カードを運転免許証や保険証の代わりとなる単なる身分証明書と捉えている人が多く、その機能やメリットに関する理解が不足しているということがあるのではないだろうか。

マイナンバーカードの本来の目的は、身分証明書に留まらず、様々な行政や民間が提供する各種デジタル情報に安全かつ簡便にアクセスできる電子証明書として活用することであり、様々な手続きの利便性向上を見込める、いわば「デジタルパスポート」と言えるものである。本稿では、この「デジタルパスポート」となるマイナンバーカードを取り上げ、その活用の可能性について解説する。

マイナンバーカードの交付枚数は、2020年10月1日時点で2,600万枚、人口に対する交付枚数率は20.5%に留まっている（図表1）。

図表1 マイナンバーカードの市区町村別交付枚数等について

区分	人口 (R2.1.1時点)	交付枚数 (R2.10.1時点)	人口に対する交付枚数率
全国	127,138,033	26,105,646	20.5%
特別区	9,570,609	2,449,222	25.6%
政令指定都市	27,540,108	6,004,361	21.8%
市(政令指定都市を除く)	79,244,110	15,742,678	19.9%
町村	10,783,206	1,909,385	17.7%

資料：総務省「マイナンバーカード交付状況（令和2年10月1日現在）」

マイナンバーカードの普及を後押しするために国は、住民票や戸籍などの各種証明書をコンビニで取得できる交付サービスの実施やスマートフォンでの利用を拡大してきたが、普及が進まない理由として、既に健康保険証、運転免許証が広く普及しており自己証明することが可能なこと、および個人情報の漏洩に対する不安も加わり、マイナンバーカードを取得するメリットが感じられないことが大きいとの指摘がある。

<電子証明書とカードアプリケーション>

普及が進まないマイナンバーカードを促進する対応策として、デジタル化を政策の

中核としている国は様々な施策の打ち出しを始めている。

マイナンバーカードの役割として既に広く知られることは、顔写真がついており身分を証明できることや、12桁のマイナンバーを提示することで社会保障・税などの手続きに必要な添付書類を不要にできることが挙げられる。これらの機能に加えてマイナンバーカードには「電子証明書」機能が搭載されている。

電子証明書を利用すれば、オンラインで安全、確実に本人を証明する公的個人認証サービスを受けられる。例えば、予定されている公的個人認証サービスとして、2021年3月からマイナンバーカードは健康保険証として利用可能となる。事前にマイナポータルから申込みをしておけば、医療機関や薬局の受付のカードリーダーにかざすだけで、健康保険証の替わりとして利用できる。また、菅政権は、健康保険証と同様に2026年度中にマイナンバーカードと運転免許証との一体化を実現する方針を打ち出しており、実現されれば、運転免許証の更新や住所変更などの手続きもオンラインで行えるようになるだろう。

行政サービスのみならず、電子証明書は、金融機関、ショッピングサイト、医療機関などの民間事業者が提供するサービスにログインする際の公的個人認証サービスとしても利用できる。既に民間事業者における住宅ローンの契約手続きや証券口座開設等の場面などに公的個人認証サービスの活用は進んでおり、令和2年11月9日時点で総務大臣が認定している事業者は111社となる。例えば、金融機関等の口座を開設する際、従来対面による本人確認又は本人確認書類の写しを郵送する必要があるため、郵送コスト、タイムラグが発生する問題があった。公的個人認証サービスを利用することにより、オンライン上で本人確認を行うため安価で即時性のあるサービスの利用が可能となる。

現在、公的個人認証サービスを受けるためには、毎回カードをスマホにかざして読み取る必要があるが、菅政権は、利便性向上に向けた取り組みの一環として、電子証明書をスマートフォンに搭載することにより、2022年度中にスマートフォン一つでサービスを受けられる方針を打ち出している（図表2）。

図表2 電子証明書のスマートフォン搭載



資料：総務省情報流通行政局デジタル企業行動室「検討の方向性」（令和2年11月10日）

また、マイナンバーカードには、地方自治体や民間企業が個別に行っている認証やログ管理といったサービスの代替を目的とする「カードアプリケーション」機能が搭載されている。例えば、働く人に向けたサービスとして、職場における入館ゲート、PC ログイン認証、出退勤管理を行うことや、日常生活に関わるサービスとして、バス利用、施設利用、電子チケット、図書館カードとして利用できる（図表3）。

図表3 マイナンバーカードの空き領域の活用例



資料：総務省自治行政局住民制度課「公的個人認証サービスの普及拡大について」（令和2年3月）

カードアプリケーションを動作させるためのソフトウェアは、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から提供されており、実際に職場の出退勤管理、プリンターのユーザー認証、PC のログイン認証や病院における診察券として利用が開始されている。これにより、従来サービスに応じて保有する必要があった複数のカードは、マイナンバーカード1枚に集約できるため個人は管理の煩雑さから解放される。

<マイナンバーカードの普及への取り組み>

既に番号制度が社会に浸透している諸外国においては、税務、年金、医療、行政サービス全般の公的分野で国民番号が使われている。加えてアメリカ、スウェーデン、デンマーク、韓国、シンガポールでは民間利用への転用が制限されておらず、番号制度を活用した利便性の向上が進んでいる。マイナンバーカードが普及していない日本は、既に番号制度の利活用が進む諸外国から好事例を学び実装していくべきである（図表4）。

図表4 主要諸国の番号制度

	 ドイツ	 アメリカ	 スウェーデン	 オーストリア	 フランス	 デンマーク	 韓国	 シンガポール
制度の名称 番号の構成	納税者番号制度 11桁の番号 (無作為)	社会保障番号制度 9桁の数字 (地域、 発行グループ、 シリアル番号)	個人番号制度 10桁の数字 (生年月日、 生誕番号、 チェック番号)	中央住民登録制度 12桁の数字 (無作為)	住民登録番号制度 15桁の数字 (性別、出生年・月、 出生県番号、 出生自治体番号、 証明書番号、 チェック番号)	国民登録制度 10桁の数字 (生年月日、無作為 な数字(出生世紀、 性別))	住民登録制度 13桁の数字 (生年月日、性別、 申告地番号、 届出順番号、 チェック番号)	国民登録制度 13桁(2つのアルファ ベットと7桁の数字) の番号 (発行世紀、出生年、 シリアル番号、 チェック番号)
付番対象	全ての居住者 (外国からの 移住者も)	・国民 ・労働許可を持つ 在留外国人 (本人からの任意 の申請に基づき 発行)	・国民 ・1年を超える 長期滞在者	・オーストリアで 出生した国民 ・国内に居住地を 得た外国人 ※国外に居住する 国民、一時的な 外国人居住者は 補助登録番号で 管理	・フランスで出生 した全ての人 ・フランスの社会 保障制度利用者	・デンマークで国民 登録する者(既に 国民登録している 母親のもとデンマ ークで出生した者、 電子教会登録簿に 出生又は洗礼登録 した者、国内に3 ヶ月以上合法的に 居住する者) ・労働市場補助年金 基金に含まれる者、 など	・韓国に居住する 国民 (17歳到達時に 住民登録証の 発給申請義務 あり) ※韓国に90日以上 居住する外国人 には外国人登録 番号、在留国民 及び在外同胞に は国内居住申告 番号を付与	・国民 ・永住権所有者 ・就労許可を受けた 在留外国人
身分証明書 (カード等)	e IDカード (ICカード) (納税者番号の 記載なし)	社会保障番号証 (紙製)	なし (18歳以上の本人 が希望すれば 国民IDカード が取得可能)	市民カード (ICカード等の 物理的媒体では なく考え方。 要件を満たせば 保険証カードや 携帯電話も可)	ヴィタルカード (ICチップ搭載 の保険証)	なし (2010年、紙製ID カード廃止。国民 健康IDカード、 運転免許証、パス ポートに国民登録 番号が記載)	住民登録番号証 (17歳以上は常時 携帯。現在IC カードへの移行 を計画)	国民登録番号証 (プラスチック製)
利用範囲	税務	年金、医療、 その他社会扶助、 行政サービス全般 の本人確認など	年金、医療、税務、 その他行政全般、 行政サービス全般 の本人確認など	年金、医療、税務な ど、計26の業務分野 で情報連携	年金、医療、税務、 その他(選挙票の 交付)など	年金、医療、税務の他、 市民生活で必要となる 行政サービス	電子政府ログインID、 年金、医療、税 務など	電子政府ログイン ID、強制積立貯蓄制 度、税務など
民間利用	禁止 (税務で必要な 用途は可能)	制限なし	制限なし	本人同意があれば民 間分野番号を生成し て利用可能	許可が必要 (一部を除き殆ど 不可)	制限なし	制限なし	制限なし

資料：内閣官房 社会保障改革担当室「マイナンバー社会保障・税番号制度」(2014年2月)

今後、マイナンバーカードが普及することによる利用者の利便性向上にはどのようなことが考えられるだろうか。

例えば、保険証、運転免許証、キャッシュカード、クレジットカード、ポイントカードなどの各種カードは、マイナンバーカード1枚に集約されることにより、個人は煩雑なカード管理や個別に設定が必要となるパスワード管理から解放される。また、住所変更や改姓した際に保険証や運転免許証や各種カードそれぞれに対応する必要がある変更手続きは、一度情報を更新すれば、それぞれに手続きをする必要がなくなるワンストップが実現され、利便性は格段に向上するだろう。

マイナンバーカードに対しては、情報の取り扱いに関する懸念が以前から指摘されているが、既に運転免許証やパスポートの情報は国が管理しており、マイナンバーカードについても適切な管理を行えば、情報の取り扱いに関する懸念は払拭できるのではないだろうか。

現在、デジタル改革担当大臣を中心に2021年9月のデジタル庁創設が議論され、行政サービスの効率化が期待されている。電子証明書やカードアプリケーションという機能に加え、スマートフォンへの搭載が予定されるマイナンバーカードは、私たちの生活や社会の利便性を大きく向上させる可能性を秘める「デジタルパスポート」であり、官民一体となって取り組むことが今求められているのだ。

(調査研究本部 かしわむら たすく)